気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設の指定に関する協定書の例

鞍手町（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、指定暑熱避難施設の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、乙が所有する施設を指定暑熱避難施設として指定すること及び同施設としての運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（指定暑熱避難施設として指定する指定施設）

第３条　指定暑熱避難施設として指定する施設（以下「指定施設」という。）の名称、所在地、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数（以下「受入可能人数」という。）、開放可能日は別表のとおりとする。

（物品の貸与）

第４条　甲は、指定施設の指定暑熱避難施設としての運営に当たり使用する別添の物品を乙に無償で貸与する。なお、当該物品の使用終了時に、甲が当該物品の返却を求めない場合は、乙において破棄するものとする。

また、甲が別添に記載した物品以外を貸与した場合においても同様の取扱いとする。

（施設の管理）

第５条　乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するよう、指定施設において住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）を適切に維持管理するものとする。

２　甲は、指定暑熱避難施設として指定施設を利用する際の注意事項等を甲のホームページ等で周知する。

３　乙は、業務に支障のない範囲で、指定暑熱避難施設として指定施設を利用する際の注意事項等を甲から貸与される物品を活用し、住民その他の者に周知する。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第６条　甲は、福岡県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

２　乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、指定施設の供用部分を一般に開放するものとする。

　　なお、乙は、施設本来の利用による混雑等により指定暑熱避難施設として開放スペースを確保できない場合、正当な理由により一時的に営業時間を変更し、又は営業を休止する必要があると判断した場合等は、甲に連絡の上、供用部分の開放はしないものとする。

３　前項による指定施設の供用部分の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲が提供した手引きに基づき、乙が業務に支障のない範囲でこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

なお、乙は、住民その他の者の滞在に当たり、体調不良者が発生した場合、乙の業務の妨げになる行為が発生した場合その他の対処すべき事案が発生した場合は、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

第７条　乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、指定施設の供用部分を一般に開放にするよう努めるものとする。

　　なお、乙は、施設本来の利用による混雑等により暑熱を避けるための開放スペースを確保できない場合、正当な理由により一時的に営業時間を変更し、又は営業を休止する必要があると判断した場合等は、甲に連絡の上、供用部分の開放はしないものとする。

２　「涼みどころ」として甲に指定を受けている施設は、前項によらず「涼みどころ」としての運用を優先するものとする。

３　前条第３項の規定は、前２項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

第８条　乙は、指定施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

（協定の有効期間）

第９条　本協定の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、当該期間の満了の２か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、本協定は、引き続き同一の条件で１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の１か月前までに書面をもって相手方に通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

（協議）

第10条　本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書２通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　　日

(甲)

(住所)　福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧2080番地２

(氏名)　鞍手町長　　　　　　　　　　岡　崎　邦　博　　印

(乙)

(住所)

(氏名)

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指定施設名 | 所在地（鞍手町大字） | 受入可能人数 | 開放可能日、時間 |
| 〇〇〇 | 〇〇〇 | ○人 | 平日○時から○時  （土日祝日除く） |

別添

|  |  |
| --- | --- |
| 貸与品 | 数量 |
| ポスター | B2判１部、A4判２部 |
| チラシ（※１） | ２部 |
| 手引き（※２） | １部 |

※１：利用時の注意喚起事項（暑さ対策目的以外での長期滞在、業務の妨げとなるような行為の禁止等）が記載されたもの

※２：熱中症等の体調不良者発生時の応急処置方法、他の指定暑熱避難施設一覧、緊急時の甲の連絡先などが記載されたもの